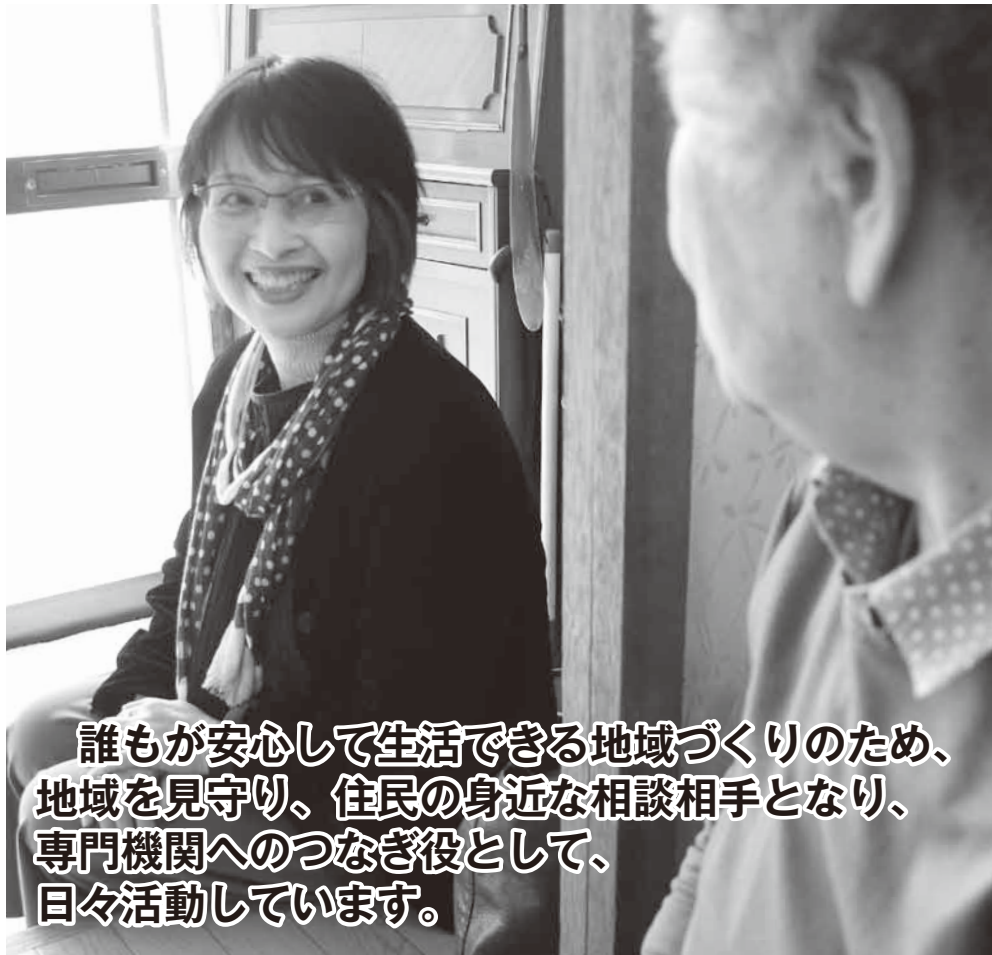


地域の身近な相談相手

民生委員・児童委員

《詳細》
高齢福祉課福祉総務係
☎25-2872



誰もが安心して生活できる地域づくりのため、
地域を見守り、住民の身近な相談相手となり、
専門機関へのつなぎ役として、
日々活動しています。

民生委員と主任児童委員

民生委員は、地域住民の福祉の向上のために、民生委員法に基づいて厚生労働大臣が委嘱する特別職（非常勤）の地方公務員です。全ての民生委員は児童福祉法による児童委員も兼ね、中でも児童福祉部門を専門に担当する人を「主任児童委員」といいます。

室蘭市の場合、民生委員1人当たり、概ね120世帯から280世帯を担当します。定数は256人で、うち、主任児童委員の定数は24人です。

身分と条件

民生委員は特別職（非常勤）の地方公務員ですが、ボランティアとして活動するため、給与・報酬は支給されません。ただし、交通費や通信費、研修参加費などの必要な活動費（定額）は支給されます。

任期は3年間で、再任も可能です。平成25年12月から平成28年11月までが現委員の任期で、12月に一斉改選となります。

民生委員・児童委員の活動

調査します

住民の相談に適切に対応できる体制づくりや、福祉サービスを必要とする人の発見のため、必要かつ可能な範囲で、担当地区の実情把握に努めます。

特に市では、毎年6月に65歳以上を対象とした「高齢者実態調査」を実施しています。

相談に応じます

住民の抱えるさまざまな問題について、相手の立場に立って相談に応じます。

情報を提供します

相談者や援助を必要とする人に、利用できる福祉制度やサービスなどの情報を提供します。

解決のための連絡や調整を行います

個々のニーズに沿った福祉サービスが受けられるよう、福祉施設や福祉団体、関係行政機関などに連絡し、必要な対応を促すパイプの役割を務めます。

生活を支援します

支援を必要とする人に対し、生活支援活動を行うとともに、各ボランティアグループなどと連携し、地域での支援体制づくりに努めます。

改善に向けて意見します

日々の活動で得た問題点や改善策について、必要に応じて民生委員児童委員協議会を通じ、関係機関に意見提起します。

主任児童委員の活動

関係機関・施設などに連絡します

保護指導の必要な児童の発見と、発見後の児童相談所への連絡などを行います。

区域担当児童委員をお手伝いします

当該区域内の児童委員が行う活動への援助や協力などを行います。

要援助児童や家庭を援助します

虐待されている、あるいは虐待が疑われる児童の発見や実情を把握し、各種福祉施策の紹介やあつせんなどを行います。

相談のプライバシーは守られます

民生委員・児童委員には秘密を守る義務があります。相談内容など個人の秘密を守り、人格を尊重することが民生委員法に明記されています。相談内容が外部に漏れる心配はありませんので、安心して相談できます。

担当の民生委員・児童委員を知っていますか？

お住まいの地域の民生委員・児童委員が分からないときは、高齢福祉課福祉総務係にお問い合わせください。

業務時間外（17時15分から翌8時45分まで）や休日は、当直（☎22-11111）にお問い合わせください。



民生委員・児童委員マーク

現在のマークは、昭和35年に公募で選ばれました。幸せのめばえを示す四つ葉のクローバーを背景に、民生委員の「み」の文字と児童委員を示す双葉を組み合わせ、平和のシンボルの鳩をかたどり、愛情と奉仕を表しています。



民生委員・児童委員の選任の流れ

地区民生委員児童委員協議会と町内会自治会からの推薦

室蘭市民生委員推薦会(※)が北海道知事に推薦

道が設置する社会福祉審議会の意見を踏まえ、厚生労働大臣に推薦

厚生労働大臣が候補者を民生委員として委嘱

※民生委員推薦会…市に設置される委員会で、次の7分野の委員で構成されています。

- ・町内会長 ・民生委員
- ・社会福祉事業関係者 ・学識経験者
- ・社会福祉関係団体の代表者
- ・教育関係者 ・関係行政機関の職員

関係機関と連携し、地域福祉の向上に取り組んでいます

室蘭市民生委員児童委員協議会(市民児協)は、区域ごとに設置されている民生委員児童委員協議会(地区民児協)の連合体として、委員相互の情報交換や課題解決に向けた協議などを行っています。

地区民児協では、支援が必要な人などの情報をまとめた「住民助け合いマップ」の制作や、福祉委員・町内会とともに、地域のふれあいの場として交流サロンを開設するなど、さまざまな取り組みを行っています。

市民児協独自の取り組みとしては「認知症早期発見プロジェクトチーム」を平成26年に設立し、行政や地域包括支援センターなどの協力を得ながら研修を行うなど、認知症への理解を深めています。

我々は、日常的に地域の実情把握に努め、良き相談相手となり、関係機関へつ

なが役割を担っています。特に年に一度の「高齢者実態調査」は実情把握を行う重要な調査です。本市は、今や3人に1人以上が高齢者。見守りにおいては、町内会と連携することで、より大きな効果を発揮できるものと考えています。

支援が必要なのは高齢者に限ったことではありませんが、若い世帯は個人情報に対する意識の高まりから、関わりが困難なケースが目立ちます。また、近年は自立支援や生活困窮者などに対する福祉制度が充実しており、大変ありがたく感じているところですが、どの制度にも該当しない、福祉制度の狭間にいる人をどのように助けるかという難しい課題もあります。

民生委員制度は、来年で創設100年を迎えます。ゆりかごから墓場まで、あらゆる支援の役割を担ってきた諸先輩の功績を踏襲し、今後も関係機関と協力しながら地域福祉の向上に取り組んでまいります。



室蘭市民生委員児童委員協議会
上野 正春 会長